

平成21年5月12日提出

平成21年5月市議会臨時会議案

白 河 市

議案第68号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第4号 白河市税条例の一部を改正する条例

平成21年5月12日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙

専決第4号

白河市税条例の一部を改正する条例

白河市税条例（平成17年白河市条例第72号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の見出し中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成19年度又は平成20年度」を「平成22年度又は平成23年度」に改め、同条第1項中「平成19年度分又は平成20年度分」を「平成22年度分又は平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地又は平成19年度類似適用土地」を「平成22年度適用土地又は平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第11条の3を削る。

附則第12条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の白河市税条例の規定は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成21年3月31日

白河市長 鈴木和夫

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第5号 損害賠償について

平成21年5月12日提出

白河市長 鈴木和夫

